

船舶事故調査報告書

平成27年6月18日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成26年12月23日 07時30分ごろ～08時54分ごろの間）
発生場所	不明（和歌山県日高町田杭漁港西方沖）
事故調査の経過	<p>平成26年12月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。</p> <p>原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。</p>
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 蘭丸、2.32トン WK3-17313（漁船登録番号）、個人所有 7.95m(Lr)×2.22m×0.60m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数50、昭和55年9月2日
乗組員等に関する情報	船長 男性 65歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成元年11月24日 免許証交付日 平成26年1月17日 （平成31年11月23日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、日高町阿尾漁港を出港し、さわら一本釣り漁のため、田杭漁港西方沖の漁場に向かった。</p> <p>僚船船長（以下「僚船船長A」という。）は、漁場において、平成26年12月23日07時10分ごろ、船長と交信した後、さわら一本釣り漁を開始し、07時30分ごろ再度船長と交信した。</p> <p>僚船船長Aは、その後、船長と交信を試みたものの、応答がなく、少し遅れて漁場に到着した僚船船長（以下「僚船船長B」という。）と交信していたところ、漁場を離れて西方に航行している本船を認め、漁業無線及び携帯電話で呼び掛けを行ったが返事がなかったため、仕掛けを片付けて本船を追い掛けた。</p> <p>付近を航行していた遊漁船の船長は、漁業無線での呼び掛けを聞き、本船らしき船舶が紀伊水道南端付近を航行しているので接近したところ無人であることを確認し、08時54分ごろ漁業無線で本船が</p>

	<p>無人であることを伝えた。</p> <p>僚船船長Bは、漁業無線を聞いてすぐに海上保安庁へ事故の通報を行い、仲間の船長が、所属する漁業協同組合に連絡した。</p> <p>本船は、所属する漁業協同組合から救助の依頼を受けた漁船の乗組員が徳島県阿南市伊島近くで本船に飛び移り、阿尾漁港へ帰港した。</p> <p>海上保安庁及び所属する漁業協同組合関係者が、船長の捜索を行った。</p> <p>船長は、海上保安庁、僚船等が捜索していたところ、24日13時00分ごろ、操業中の漁船によって、和歌山県白浜町西方沖で発見され、阿尾漁港に運ばれた後、死亡が確認された。</p> <p>船長の死因は、溺水と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約6m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1.5m、水温 約15℃</p> <p>日出時刻：07時01分ごろ</p>
その他の事項	<p>本船のさわら一本釣り漁は、約6ノットの対地速力で航行しながら、両舷から釣りざお各1本を出していた。</p> <p>船長は、船首部と右舷船尾部にクーラーボックスを備え、船首部のクーラーボックスには氷を、船尾部のクーラーボックスには釣れた魚を入れるようにしていた。</p> <p>本船は、発見時、両舷にさおを出して仕掛けが取り付けられた状態で航行しており、クーラーボックスには1匹さわらが入っており、氷を入れたクーラーボックスの留め金が外された状態であった。</p> <p>本船は、船体に他船と衝突したような痕跡は見られなかった。</p> <p>船長は、発見時、カッパ上下を着用し、長靴を履いており、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長が所持していた携帯電話は、本船の操舵室で発見された。</p> <p>船長は、約30年間漁業に従事しており、本事故当時、体調不良は訴えていなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、田杭漁港西方沖の漁場において、船長が、07時30分ごろ僚船船長Aと交信した後、08時54分ごろ、無人で航行しているところを発見され、仕掛けが取り付けられた状態であったことから、この間において、さわら一本釣り漁の操業中に船長が落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況</p>

	を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、田杭漁港西方沖の漁場でさわら一本釣り漁の操業中、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1人乗りの漁船の船長は、漁労に従事中は救命胴衣を着用すること。 ・ 防水型携帯電話等を常に身に付け、落水した際の連絡手段を確保しておくことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

